

新潟県公安委員会規則第6号

新潟県確認事務の委託の手續等に関する細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年5月27日

新潟県公安委員会

委員長 齋藤 良人

新潟県確認事務の委託の手續等に関する細則等の一部を改正する規則

(新潟県確認事務の委託の手續等に関する細則の一部改正)

第1条 新潟県確認事務の委託の手續等に関する細則（平成17年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別記様式第7号（第7条関係）（表） (略) 駐車監視員資格者講習受講申込書 (略) (裏) 注意事項 駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。 (略) ・ <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 (略)	別記様式第7号（第7条関係）（表） (略) 駐車監視員資格者講習受講申込書 (略) (裏) 注意事項 駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。 (略) ・ <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 (略)

(講習の実施に関する規則の一部改正)

第2条 講習の実施に関する規則（昭和58年新潟県公安委員会規則第9号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(講習指導員の要件) 第4条 講習指導員は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) 停止処分者講習指導員及び違反者講習指導員にあつては、次に掲げる要件を満たしている者 ア・イ (略) ウ 次のいずれにも該当しない者であること。 (ア)・(イ) (略) (ウ) 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪((イ)に規定する罪を除く。)を犯し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算し	(講習指導員の要件) 第4条 講習指導員は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) 停止処分者講習指導員及び違反者講習指導員にあつては、次に掲げる要件を満たしている者 ア・イ (略) ウ 次のいずれにも該当しない者であること。 (ア)・(イ) (略) (ウ) 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪((イ)に規定する罪を除く。)を犯し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して

て2年を経過していない者 エ・オ (略) (5) 高齢者講習指導員及び特定任意高齢者講習指導員にあつては、次に掲げる要件を満たしている者 ア・イ (略) ウ 次のいずれにも該当しない者であること。 (ア)・(イ) (略) (ウ) 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪((イ)に規定する罪を除く。)を犯し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過していない者 エ・オ (略) (6) (略)	2年を経過していない者 エ・オ (略) (5) 高齢者講習指導員及び特定任意高齢者講習指導員にあつては、次に掲げる要件を満たしている者 ア・イ (略) ウ 次のいずれにも該当しない者であること。 (ア)・(イ) (略) (ウ) 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪((イ)に規定する罪を除く。)を犯し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過していない者 エ・オ (略) (6) (略)
---	---

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。